

西宮市立留守家庭児童育成センターの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立留守家庭児童育成センターについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 対象施設

西宮市立上ヶ原南留守家庭児童育成センター（西宮市上ヶ原九番町2番93号）

西宮市立段上西留守家庭児童育成センター（西宮市段上町2丁目8番24号）

2 指定管理者として指定した団体

団体名 社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会

代表者 理事長 北川 悦久

所在地 西宮市染殿町8番17号

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後健全育成事業を行うこと
- (2) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例（以下「条例」という。）第6条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可及び不許可に関する事務を行うこと
- (3) 条例第7条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可の取消し等に関する事務を行うこと
- (4) 留守家庭児童育成センターの施設及び設備の維持管理を行うこと
- (5) その他留守家庭児童育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4 指定期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日まで